平成２７年（フ）第８５号
新潟県妙高市大字美守775番地　ガーディアンＢ205号室
債務者　柏原　琢也
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第８６号
新潟県妙高市大字美守775番地　ガーディアンＢ205号室
債務者　柏原　沙紀
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第８８号
新潟県上越市西本町３丁目10番４―403号
エクセランコート・アクアマリン403号
債務者　高野　美波
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第１６７５号
名古屋市北区楠２丁目964番地　市営北あじま荘402号
債務者　髙山　眞紀
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８９０号
名古屋市北区五反田町317番地　２清邦ビル502号、従前の住所名古屋市北区楠味鋺３丁目2701番地　グレイス新伊勢山603号
債務者　住田　綾子
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８９９号
愛知県津島市明天町１丁目19番地１　明天住宅28号
債務者　山本　一夫
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３４３号
愛知県一宮市木曽川町三ツ法寺字辻前146番地
債務者　加藤　清寛
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第６９号
兵庫県西脇市大野542番地の66
債務者　西垣　良彦
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第２７７号
香川県高松市国分寺町柏原41番地　県住４―103
債務者　筒井　和憲
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１１０号
福岡県大牟田市亀谷町16番地３　沖牟田ビル503号
債務者　松本亜住香
1　決定年月日時　平成28年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第２５７号
長崎県長崎市田上３丁目14番13号
債務者　藤原百合子
1　決定年月日時　平成28年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２８３号
長崎県長崎市片淵４丁目12番20号　メゾン片淵Ａ棟102号、旧住所長崎県長崎市伊良林３丁目11番５号
債務者　濱中　和徳
1　決定年月日時　平成28年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４５号
大分県日田市大字三和2657番地１　アグリティーノＡ棟104号
債務者　渡辺　隆児
1　決定年月日時　平成28年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２７年（フ）第７０４号
仙台市太白区鹿野本町９番22号　グランコート鹿野本町107
債務者　阿部　健太
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７８５号
宮城県宮城郡利府町加瀬字十三塚25番地１　プレヴェールＡ202号
債務者　佐藤久美子
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１４６号
秋田市川尻若葉町３番４号　クレッセントハウスくらべ105号
債務者　大川　拓也
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２１４号
秋田市御野場７丁目１番15―203号
債務者　佐藤　一樹
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部